



1 出願資格と証明書類

平成 30 年度大学入試センター試験に出願できる者は、大学入試センター試験を利用する大学へ入学を志願し、下表のいずれかの出願資格に該当する者です。提出が必要な資格証明書は、下表のとおりです。

* 出願資格及び出願資格を証明する書類について疑問がある場合は、出願期間の前にできるだけ早く大学入試センター事業第 1 課（→裏表紙）に問い合わせてください。

特に外国の学校等の資格で出願する志願者は、出願資格が認められない場合がありますので、出願前に出願資格の有無を確認したい場合には 9 月 14 日（木）まで（必着）に必要な書類を大学入試センター事業第 1 課（→裏表紙）に郵送してください（→注 1-1）。

出 願 資 格		資 格 証 明 書
「高等学校」（特別支援学校の高等部を含む）又は「中等教育学校」を平成 30 年 3 月卒業見込みの者		不要（学校長が一括証明）
「高等学校」（特別支援学校の高等部を含む）又は「中等教育学校」を卒業した者		卒業証明書（原本） * 出身学校長が発行するもの * 発行年月日は問わない * 調査書・成績証明書は不可 * 旧姓（名）の卒業証明書を使用する場合は、「婚姻により（旧姓）から（現姓）になった」などのように、姓（名）が変わった理由を証明書の余白に記載すること
「高等専門学校」第 3 学年を修了した者又は平成 30 年 3 月修了見込みの者		第 3 学年修了若しくは修了見込みの証明書又は卒業証明書（原本） * 高等専門学校長が発行するもの
外国の学校等	外国において学校教育における 12 年の課程を修了した者又は平成 30 年 3 月 31 日までに修了見込みの者（→注 1-1）	当該課程の修了又は修了見込みを証明する書類（Diploma など）のコピー * 出身学校長が発行するもの * 国や学校によっては、これ以外の書類の提出を求めることがある
	上欄に準ずる者（→注 1-2～1-5）	当該課程の修了又は修了見込みを証明する書類のコピー * 当該教育施設の長が発行するもの 又は検定の合格証書のコピー * 検定試験実施機関の長が発行するもの
在外教育施設（→注 2）	文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程又は相当する課程を有するものとして認定又は指定した在外教育施設の当該課程を修了した者又は平成 30 年 3 月 31 日までに修了見込みの者	修了（卒業）又は修了（卒業）見込みの証明書（原本） * 当該教育施設の長が発行するもの
専修学校の高等課程を卒業（修了）した者又は卒業見込み（修了見込み）の者（→注 3）		卒業（修了）又は卒業（修了）見込みの証明書（原本） * 専修学校長が発行するもの

出 願 資 格		資 格 証 明 書
文部科学大臣の指定した者 ＊昭和23年文部省告示	海技教育機構（旧海員学校）の本科を卒業した者又は平成30年3月卒業見込みの者	卒業又は卒業見込みの証明書（原本） ＊学校長が発行するもの
	国際バカロレア資格取得者（➡注4） アビトゥア資格取得者（➡注5） バカロレア資格（フランス共和国）取得者（➡注6） GCEA レベル資格取得者（➡注7）	資格証書のコピー
	国際的な評価団体の認定を受けた教育施設に置かれる12年の課程を修了した者又は修了見込みの者（➡注8）	① 修了又は修了見込みの証明書（原本） ② 当該教育施設が認定を受けた証明書（原本） ＊いずれも当該教育施設の長が発行するもの
	その他文部科学大臣の指定した者（旧制諸学校出身者等）（➡注9）	卒業（修了）証明書又はこれに準ずるもののコピー
高等学校卒業程度認定試験等（問合せ等➡注10） ＊平成30年3月31日までに18歳に達するもの	高等学校卒業程度認定試験又は大学入学資格検定に合格した者	合格証書のコピー又は合格証明書（原本） ＊合格証明書は文部科学省生涯学習政策局生涯学習推進課に請求し入手すること ＊発行年月日は問わない
	高等学校卒業程度認定試験に合格見込みの者 ＊科目合格者のうち、合格に必要な残りの試験科目に相当する科目の単位を、高等学校等で平成30年3月31日までに修得見込みの者（➡注11）	高等学校卒業程度認定試験合格見込成績証明書（原本） ＊文部科学省生涯学習政策局生涯学習推進課に請求し入手すること 又は次の①及び② ① 高等学校卒業程度認定試験又は大学入学資格検定の「科目合格通知書」のコピー ② 試験科目に相当する科目の単位修得見込証明書（原本） ＊①は文部科学省生涯学習政策局生涯学習推進課に、②は在学する学校にそれぞれ請求し入手すること
	平成29年度第2回高等学校卒業程度認定試験に出願している者	平成30年度大学入学者選抜大学入試センター試験出願資格申告書 ＊この申告書は平成29年度第2回高等学校卒業程度認定試験の受験案内に記載されている様式を使用し、作成すること
いわゆる「飛び入学」で大学に入学した者（学校教育法第90条第2項の規定により大学に入学した者）であって、当該者をその後に入学させる大学において、大学における教育を受けるにふさわしい学力があると認めたもの		「その後に入学させる大学」において、大学における教育を受けるにふさわしい学力があると認めたことを証明する書類（原本） ＊当該大学の学長が発行するもの
大学において、個別の入学資格審査による認定を受けた者（➡注12-1～12-3）		認定を受けたことを証明する書類のコピー ＊当該大学の学長が発行するもの

(注 1-1) 外国にある学校（インターナショナルスクール等）の課程を修了した者は、我が国における大学入学資格が認められない場合がありますので、出願前に出願資格の有無を確認したい場合には、9月14日（木）まで（必着）に次のものを大学入試センター事業第1課（➡裏表紙）に郵送し（封筒の表面に「出願資格照会」と朱書すること。）、出願資格の有無を照会してください。

- ①当該課程の修了又は修了見込みを証明する書類（Diploma など）のコピー
- ②氏名、生年月日、住所、電話番号、小学校～高等学校までの履歴を記入した用紙（様式自由）

(注 1-2) 外国において、学校教育における12年の課程を修了した者と同等以上の学力があるかどうかに関する認定試験であると認められる当該国の検定（国の検定に準ずるものを含む。）に合格した者で、平成30年3月31日までに18歳に達するもの（大韓民国の「高等学校卒業学力検定考試」、アメリカ合衆国の「GED test」等がこれに該当します。）

(注 1-3) 外国において、高等学校に対応する学校の課程を修了した者（これと同等以上の学力があるかどうかに関する認定試験であると認められる当該国の検定（国の検定に準ずるものを含む。）に合格した者を含む。）で、文部科学大臣が別に定めるところにより指定した我が国の大学に入学するための準備教育を行う課程又は次表の上欄及び中欄に掲げる施設における研修並びに同表の下欄に掲げる施設における我が国の大学に入学するために必要な教科に係る教育をもって編成される当該課程を修了し、かつ、平成30年3月31日までに18歳に達するもの

上欄	埼玉県、大阪府、福岡県の各中国帰国者定着促進センター
中欄	北海道、山形県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、長野県、愛知県、京都府、大阪府、広島県、福岡県の各中国帰国者自立研修センター
下欄	埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、長野県、愛知県、京都府、大阪府、広島県、福岡県の各中国帰国者自立研修センター

(注 1-4) 外国において、高等学校に対応する学校の課程（その修了者が当該外国の学校教育における11年以上の課程を修了したとされるものであることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定する次の教育課程を修了した者又は平成30年3月31日までに修了見込みの者

＊ 次の教育課程については、適用開始日以降に修了した者に限ります。

外国の学校の課程の名称	適用開始日
ミャンマー連邦共和国のアテタン・アスィン・ピンニャーイェーの課程（旧ビルマ連邦社会主義共和国のアテタン・アスィン・ピンニャーイェーの課程を含む。）	昭和48年10月1日

＊ 以上の教育課程については、今後追加されることがあります。

(注 1-5) 我が国において、高等学校に対応する外国の学校の課程（その修了者が当該外国の学校教育における12年の課程を修了したとされるものに限る。）と同等の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた次の教育施設の当該課程を修了した者又は平成30年3月31日までに修了見込みの者で、平成30年3月31日までに18歳に達するもの

所在地	平成27年3月13日現在で確認されている教育施設の名称
埼玉県	エスコラ・インテルクートゥラウ・ユニフィカーダ・アルコ・イリス、コロンビア・インターナショナルスクール
東京都	インドネシア学校東京、カナディアンインターナショナルスクール、東京韓国学校中・高等部（旧東京韓国学校）、東京国際フランス学園（旧リセ・フランコ・ジャポネ・ド・トウキョウ及び旧リセ・フランコ・ジャポネ・ド・東京柳北校）、東京中華学校
神奈川県	東京横浜独逸学園、横浜中華学院
岐阜県	コレージオ・イザキ・ニュートン
静岡県	エスコラ・アウカンセ、エスコラ・ノヴァ・エラ、セントロ・エドカシヨナル・イ・プロフィシオナリザンチーCEPブラジル
愛知県	コレージオ・ブラジルー・ジャポン・プロフェソール・シノダ
三重県	ニッケン学園

＊ 次の教育施設については、平成 18 年 2 月 6 日以降に修了した者に限ります（平成 18 年 2 月 5 日以前に修了した者は注 1-3 の「準備教育を行う課程」を修了する必要があります。）。

所在地	平成 27 年 3 月 13 日現在で確認されている教育施設の名称
茨城県	インスチット・エドゥカレ（旧エスコラ・ピンゴ・デ・ジェンテ），エスコラ・エ・クレシェ・ド・グループ・オピソン
群馬県	インスチット・エドカシヨナル・ジェンテ・ミウダ，インスチット・エドカシヨナル・セントロ・ニッポ・ブラジレイロ・デ・オイズミ，エスコラ・パラレロ各種学校（旧エスコラ・パラレロ太田校），伯人学校イーエーエス太田（旧コレージョ・ピタゴラス・ブラジル太田校）
山梨県	アルプス学園（旧コレージョ・ピタゴラス・ブラジル山梨校）
長野県	コレージョ・エ・クレシェ・サウ・エ・ルス，長野日伯学園（旧コレージョ・ピタゴラス・ブラジル長野校）
岐阜県	セントロ・エドカシヨナル・ノヴァ・エターパ，ソシエダーデ・エドカシヨナル・ブラジリアン・スクール，HIRO 学園エスコラ・ブラジレイラ・プロフェッソール・カワセ（旧エスコラ・ブラジレイラ・プロフェッソール・カワセ）
静岡県	エスコラ・ブラジル（旧エスコラ・ブラジレイラ・デ・ハママツ），伯人学校イーエーエス浜松（旧エスコラ・アレグリア・デ・サベール浜松校）
愛知県	エスコラ・サンパウロ，エスコラ・ネクター，伯人学校イーエーエス豊田（旧エスコラ・アレグリア・デ・サベール豊田校），伯人学校イーエーエス豊橋（旧エスコラ・アレグリア・デ・サベール豊橋校），伯人学校イーエーエス碧南（旧エスコラ・アレグリア・デ・サベール碧南校）
三重県	伯人学校イーエーエス鈴鹿（旧エスコラ・アレグリア・デ・サベール鈴鹿校）
滋賀県	日本ラチーノ学院（旧コレージョ・ラティーノ・デ・シガ）

＊ 次の教育施設については、平成 25 年 1 月 31 日以降に修了した者に限ります。

所在地	平成 27 年 3 月 13 日現在で確認されている教育施設の名称
静岡県	ムンド・デ・アレグリア学校（ブラジル課程に限る。）

＊ 次の教育施設については、平成 26 年 12 月 8 日以降に修了した者に限ります。

所在地	平成 27 年 3 月 13 日現在で確認されている教育施設の名称
埼玉県	各種学校インストゥット エドゥカシヨナル ティー・エス レクレーション

＊ 次の教育施設については、注 1-3 の「準備教育を行う課程」を修了する必要があります。

所在地	平成 27 年 3 月 13 日現在で確認されている教育施設の名称
静岡県	ムンド・デ・アレグリア学校（ペルー課程に限る。）

＊ 以上の教育施設については、今後追加されることがあります。

＊ コレージョ・ピタゴラス・ブラジル真岡校（栃木県），エスコラ・パラレロ伊勢崎校（旧エスコラ・パラレロ東村校）（群馬県），セントロ・エドカシヨナル・カナリーニョ（埼玉県），セントロ・デ・アプレンジザージェン・ロゴス（埼玉県），エスコラ・パラレロ伊那校（長野県），インスチット・エドカシヨナル・エマヌエウ（岐阜県），エスコラ・ウノ・デ・エデュカソン・インファンチウ・エンシーノ・フンダメンタウ・エ・エンシーノ・メディオ（静岡県），エスコラ・ニッポ・ブラジレイラ（静岡県），コレージョ・アウレオ（愛知県），京都韓国中学（京都府），セントロ・エドカシヨナル・ノヴォ・ダマスコ（長野県），コレージョ・ピタゴラス・ブラジル浜松校（静岡県），コレージョ・ドン・ボスコ（愛知県），コレージョ・ピタゴラス・ブラジル愛知校（愛知県）を修了した者は大学入試センター事業第 1 課（➡裏表紙）まで照会してください。

（注 2）早稲田大学系属早稲田渋谷シンガポール校，スイス公文学園，立教英国学院，帝京ロンドン学園，慶應義塾ニューヨーク学院，上海日本人学校及び如水館バンコクの各高等部がこれに該当します（平成 26 年 7 月 9 日現在）。

下記の教育施設は、在外教育施設としての認定を取り消された又は指定を解除されているが、取り消された又は解除された日以前に修了した者は、文部科学大臣が指定した者に該当します。

教 育 施 設 の 名 称	認定を取り消された又は指定を解除された日
ブレーメン国際日本学園	平成 11 年 12 月 17 日
英国四天王寺学園	平成 13 年 3 月 31 日
英国暁星国際学園	平成 14 年 8 月 14 日
駿台アイルランド国際学校	平成 15 年 3 月 31 日

教 育 施 設 の 名 称	認定を取り消された又は指定を解除された日
アルザス成城学園	平成 17 年 3 月 31 日
テネシー明治学院	平成 19 年 3 月 31 日
東海大学付属デンマーク校	平成 20 年 3 月 31 日
ドイツ桐蔭学園	平成 24 年 3 月 31 日
フランス甲南学園トゥレーヌ高等部（旧トゥレーヌ甲南学園）	平成 25 年 3 月 31 日
サウスクイーンズランドアカデミー	平成 25 年 3 月 31 日

（注 3）専修学校の高等課程（修業年限が 3 年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者又は平成 30 年 3 月 31 日までに修了見込みの者

（注 4）国際バカロレア事務局が授与する国際バカロレア資格を有する者で、平成 30 年 3 月 31 日までに 18 歳に達するもの

（注 5）ドイツ連邦共和国の各州において大学入学資格として認められているアビトゥア資格を有する者で、平成 30 年 3 月 31 日までに 18 歳に達するもの

（注 6）フランス共和国において大学入学資格として認められているバカロレア資格を有する者で、平成 30 年 3 月 31 日までに 18 歳に達するもの

（注 7）グレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国において大学入学資格として認められているジェネラル・サーティフィケート・オブ・エデュケーション・アドバンスト・レベル資格を有する者で、平成 30 年 3 月 31 日までに 18 歳に達するもの

（注 8）文部科学大臣が指定する国際的な評価団体（WASC, ACSI, CIS）から教育活動等に係る認定を受けた教育施設に置かれる 12 年の課程を修了した者又は平成 30 年 3 月 31 日までに修了見込みの者で、平成 30 年 3 月 31 日までに 18 歳に達するもの

＊ 文部科学大臣が指定する国際的な評価団体は、今後追加されることがあります。

＊ 文部科学大臣が指定する国際的な評価団体に認定されているかどうかは、在学（卒業）している教育施設に確認してください。

（注 9）その他、旧制の諸学校の出身者や、小・中・高等学校の教諭の普通免許状を有する者など昭和 23 年文部省告示第 47 号で指定された者です。

（注 10）高等学校卒業程度認定試験及び大学入学資格検定について不明な点があれば、文部科学省生涯学習政策局生涯学習推進課認定試験第二係（03 - 5253 - 4111（代表））に問い合わせてください。

（注 11）高等学校卒業程度認定試験又は大学入学資格検定で既に一部の科目に合格し、残りの試験科目に相当する科目について、在学している高等学校、高等専門学校、海外において高等学校の課程と同等の課程を有するものとして文部科学大臣が認定した在外教育施設又は文部科学大臣の指定により大学入学資格が付与されている専修学校高等課程で、平成 30 年 3 月 31 日までに修得する見込みの者がこれに該当します。

（注 12-1）大学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、平成 30 年 3 月 31 日までに 18 歳に達するもの

（注 12-2）個別の入学資格審査による認定を受けたことを証明する書類は、大学入試センター試験出願時に必要なので、必ず大学入試センター試験の出願までに、志望大学に個別の入学資格審査の申請をして交付を受けておいてください。個別の入学資格審査の申請方法は、各大学が定めているので、志望大学に問い合わせてください。

（注 12-3）個別の入学資格審査による認定の効力は、当該入学資格審査を行う大学（学部・学科等ごとに個別の入学資格審査が実施される場合には、当該学部・学科等）にのみ及びます。

2 出願期間と出願方法等

(1) 出願期間

平成 29 年 9 月 26 日（火）～10 月 6 日（金）

（10 月 6 日消印有効。10 月 7 日以降に到着したもののうち消印がないものについては、10 月 6 日までに郵便局の窓口差し出されたことが確認できるものに限り受理します。）

(2) 出願方法

① 出願書類の提出方法は下表のとおりです。

区 分	出 願 書 類	提 出 方 法
高等学校*又は中等教育学校を <u>卒業見込みの者</u> * 特別支援学校の高等部を含む。 * 高等学校卒業程度認定試験合格（合格見込みを含む。）などの資格で出願する場合は、下の「上記以外の者」により直接出願すること。	ア 志願票 記入後にコピーを取り、原本を提出し、コピーは保管しておくこと。 イ 検定料受付証明書（→p.24） 志願票に貼り付ける。「受付局日附印」が押印されていること。	学校経由出願 左記の出願書類を在学している学校に提出すること。 通信制課程の場合も在学している高等学校に提出すること。
上記以外の者 * 上記学校の卒業者や他の出願資格の者	ア 志願票 記入後にコピーを取り、原本を提出し、コピーは保管しておくこと。 イ 検定料受付証明書（→p.24） 志願票に貼り付ける。「受付局日附印」が押印されていること。 ウ 出願資格を証明する書類（→p.6） 封筒から出して、書類のみを志願票と一緒に提出すること。「開封無効」等の表示がある場合でも大学入試センター試験の出願に当たっては、封筒から出すこと。	個人直接出願 左記の出願書類を、この受験案内に添付してある封筒を使用して、必ず「簡易書留郵便」で郵送すること。 「簡易書留郵便物受領証」は大切に保管しておくこと。

② 書類に不備がある場合は、受理できないことがあります。

③ 受理した出願書類は返却しません。

④ 出願方法について疑問がある場合は、出願期間の前に、できるだけ早く大学入試センター事業第 1 課（→裏表紙）に問い合わせてください。

(3) 出願の確認

大学入試センターは出願書類を受理したのち、10 月 24 日（火）までに届くように**確認はがき**（出願受理通知）を送付します（→p.26）。この確認はがきは、出願の受理及び受験教科等の登録内容を通知するものですので、記載内容に誤りがないかを必ず確認してください。

(4) その他

志願者本人の責めに帰すことができない理由により、出願期間内に出願できなかった場合（出願書類を在学する学校に提出又は郵便局の窓口に出したが、大学入試センターに到着しなかった場合）は、速やかに大学入試センター事業第1課（➡裏表紙）まで申し出てください。

3 受験教科の事前登録

(1) 受験教科及び科目数等の登録

大学入試センター試験の受験教科等については、あらかじめ、以下の事項を出願時に申し出て、登録する必要があります。

- ① 受験教科
- ② 地理歴史、公民の受験科目数
- ③ 理科の科目選択方法
- ④ 「数学②」及び「外国語」の別冊子試験問題の配付希望

これらの登録を正しく行わないと、希望する教科・科目を受験することができませんので、下記(2)に示す注意事項をよく理解した上で、正しく登録してください。

登録した内容については、10月24日(火)までに受け取る確認はがきにより確認し、万一、志願票への記入誤り等により、登録内容の訂正が必要となった場合は、大学入試センターに訂正を届け出てください(→p.26)。

(2) 受験教科及び科目数等の登録に当たっての主な注意事項

以下の注意事項は、出願に当たって特に注意が必要な事項です。詳細については、「6 志願票の記入方法」(→p.18)をよく読んで、志願票に記入してください。

① 受験教科

ア 大学入試センター試験の出題教科は、国語、地理歴史、公民、数学、理科、外国語の6教科です。試験当日は、登録した受験教科以外を受験できません。万一、登録していない教科を受験しても採点されません。

イ 地理歴史及び公民については、同一の試験時間に実施しますので、出願時には、この2教科を「地理歴史、公民」の1教科として登録します。

ウ 数学については、試験時間を「数学①」と「数学②」のグループに分けて実施します。数学を受験教科として登録した場合は、「数学①」のみの受験又は「数学②」のみの受験も可能です。

エ 理科については、試験時間を「理科①」と「理科②」のグループに分けて実施します。

② 地理歴史、公民の受験科目数

地理歴史、公民を受験する場合は、受験する科目数(1科目又は2科目)を登録します。

受験科目は、登録した受験科目数に従って、試験当日に地理歴史と公民を合わせた10科目の中から選択し、解答することができます。

※ 登録した科目数を試験当日に変更することはできません。

③ 理科の科目選択方法

理科を受験する場合は、A～Dの科目選択方法のうちから1つ選んで登録します。

グループ	出題科目	科目選択方法
理科①	「物理基礎」「化学基礎」	A：理科①から2科目を選択
	「生物基礎」「地学基礎」	B：理科②から1科目を選択
理科②	「物理」「化学」	C：理科①から2科目及び理科②から1科目を選択
	「生物」「地学」	D：理科②から2科目を選択

受験科目は、登録したA～Dの科目選択方法に従って、試験当日に選択し、解答することができます。

※ 登録した科目選択方法を試験当日に変更することはできません。

※ 「理科①」は試験時間60分で必ず2科目を選択解答します。なお、解答する科目の順序と時間の使い方は自由です。

④ 「数学②」及び「外国語」の別冊子試験問題の配付を希望する場合

「数学②」の「簿記・会計」「情報関係基礎」及び外国語の「ドイツ語」「フランス語」「中国語」「韓国語」を受験する場合は、出願時に、**別冊子試験問題の配付希望**を申し出る必要があります。

なお、別冊子試験問題の配付を希望した場合でも、「数学②」「数学Ⅱ」「数学Ⅱ・数学B」や「外国語」「英語（筆記）」の問題冊子も併せて配付されますので、これらの科目を選択解答することもできます。

4 障害等のある方への受験上の配慮

- (1) 大学入試センター試験の受験に際し、病気・負傷や障害等のために、解答方法、試験室、座席及び所持品等について、下表のような配慮を希望する者は 平成 29 年 10 月 6 日（金）までに 申請してください。大学入試センターは、志願者からの申請を審査の上、受験上の配慮事項を決定します。決定に当たっては個々の症状や状態等を総合的に判断します。

この申請がなければ、各試験場では受験上の配慮を行いません。日常生活において使用している補聴器、松葉杖、車椅子等についても、受験上の配慮の申請が必要となりますので、申請し忘れないよう、十分に注意してください。

なお、「座布団」「ひざ掛け」「タオル（サイズは問わない）」「ティッシュペーパー」「ハンカチ」「目薬」については、受験上の配慮の申請は不要です。

受験上の配慮の対象となる者や配慮の具体的な内容、申請方法等は「**受験上の配慮案内〔障害等のある方への配慮案内〕**」に掲載しています。入手方法については、次ページを参照してください。

受験上の配慮の内容等について不明な点がある場合には、できるだけ早く大学入試センター事業第 1 課（➡裏表紙）に相談してください。

出 B
願

区 分	対 象 と な る 者	配 慮 事 項 (例)
① 視覚障害	- 点字による教育を受けている者 - 良い方の眼の矯正視力が 0.15 以下の者 - 両眼による視野について視能率による損失率が 90%以上の者 - 上記以外の視覚障害者	- 点字解答・文字解答 - 拡大文字問題冊子（14 ポイント・22 ポイント）の配付 - 拡大鏡等の持参使用 - 窓側の明るい座席を指定 - 照明器具の持参使用又は試験場側での準備
② 聴覚障害	- 両耳の平均聴力レベルが 60 デシベル以上の者 - 上記以外の聴覚障害者	- 手話通訳士等の配置 - 注意事項等の文書による伝達 - 座席を前列に指定 - 補聴器又は人工内耳の装用 - リスニングの免除
③ 肢体不自由	- 体幹の機能障害により座位を保つことができない者又は困難な者 - 両上肢の機能障害が著しい者 - 上記以外の肢体不自由者	- チェック解答・代筆解答 - 介助者の配置 - 試験室を 1 階に設定 - トイレに近い試験室で受験 - 車椅子、杖の持参使用 - 試験場への乗用車での入構
④ 病弱	慢性の呼吸器疾患、心臓疾患、腎臓疾患等の状態が継続して医療又は生活規制を必要とする程度の者又はこれに準ずる者	- 試験室を 1 階に設定 - 杖の持参使用 - 別室の設定
⑤ 発達障害	自閉症、アスペルガー症候群、広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害のため配慮を必要とする者	- 試験時間の延長（1.3 倍） - チェック解答 - 拡大文字問題冊子（14 ポイント・22 ポイント）の配付 - 注意事項等の文書による伝達
⑥ その他	①～⑤の区分以外の者で配慮を必要とする者	- トイレに近い試験室で受験 - 座席を試験室の出入口に近いところに指定

(2) 出願前申請

希望する配慮によっては審査に時間がかかる場合もあるため、受験上の配慮については**出願前の申請を受け付けます。できるだけ早めに、申請してください。**

出願前申請受付期間：8月1日（火）～9月25日（月）まで（9月25日消印有効）

出願前に審査結果の通知を希望する場合は、9月4日（月）（消印有効）までに申請してください。この場合、配慮の可否は、9月下旬までに「受験上の配慮事項審査結果通知書」により通知します。

なお、この出願前申請を行っただけでは出願をしたことにはなりません。出願する場合には、この手続のほかに、必ず出願期間内（9月26日～10月6日）に志願票等の出願書類を提出してください（→p.11）。詳しいことは「受験上の配慮案内」で確認してください。

(3) 「受験上の配慮案内〔障害等のある方への配慮案内〕」の入手方法

受験上の配慮を希望する志願者は、できるだけ早い時期に「受験上の配慮案内」を次の①又は②の方法により入手してください（大学等では配付していません。）。申請に必要な申請書等の様式は、「受験上の配慮案内」にとじ込んであります。

① 大学入試センターのホームページ（→裏表紙）からダウンロードできます。申請書や診断書等の様式をダウンロードしてそのまま使用することができます。

② 次のア・イを封筒（表面に「受験上の配慮案内請求」と朱書すること。）に入れて大学入試センター事業第1課（→裏表紙）に郵便で請求してください。

ア 氏名、現住所、電話番号、在学（又は出身）学校名を記入した便せん等

イ 返信用封筒（角形2号：縦33.2cm・横24cm、表面に現住所・氏名を記入し、250円分の切手を貼る。）

(4) 志望大学との事前相談

障害等の種類・程度によっては、志望大学の個別学力検査や修学上（入学後の大学生活等）の配慮が必要となることがありますので、別途、**志望大学**が定めている期日までに相談してください。

(5) 出願後の不慮の事故等による受験上の配慮

出願時に申請する受験上の配慮のほか、出願後の不慮の事故等（交通事故、負傷、発病等）のための受験上の配慮があります（→p.38）。

この配慮は、申請する理由が出願後に発生したときに限り行うものです。したがって、出願時までに申請すべき内容であった場合には対象となりません。

5 成績通知

大学入試センターは、出願時の希望に基づき、成績通知書を志願者本人の住所に送付します。

(1) 成績通知の内容

「受験した科目名」「試験区分（本・追再試験の別）」「得点（科目別得点）」を成績通知書により通知します。

なお、「国語」については出題分野別（「近代以降の文章」「古典（古文、漢文）」）の得点を、「英語」については、「筆記」、「リスニング」別の得点を表示します。

「地理歴史、公民」及び「理科」については、次のとおりです。

ア 「地理歴史、公民」及び「理科②」の試験時間において2科目を受験した場合は、解答順に「第1解答科目」、「第2解答科目」別の得点を表示します。

イ 「理科①」を受験した場合は、選択した科目別の得点及びその合計点を表示します。

(2) 成績通知の時期

出願時に成績通知を希望した志願者には、平成30年4月16日（月）以降に成績通知書を書留郵便で送付します。成績通知書が4月24日（火）までに届かない場合は、大学入試センター事業第1課（→裏表紙）に電話で問い合わせてください。

なお、成績通知書は再発行できませんので、大切に保管してください。

＊ 書留郵便は、配達時に不在の場合、郵便局に一定期間保管されます。郵便局が受取方法等を記した配達時不在連絡票を郵便受けに入れていきますので、直接、郵便局に問い合わせ受取ってください。

なお、郵便局での保管期間（おおむね1週間）を過ぎると大学入試センターに返送されてしまいますので注意してください。

(3) 成績通知の申込方法

成績通知を希望する志願者は、出願時に成績通知手数料（800円）を検定料と併せて払い込み（→p.24）、志願票の「⑱成績通知」欄の「希望する」を○で囲んでください（→p.20）。

なお、出願後に成績通知の希望の有無を変更することはできません。

(4) 大学入試センター試験終了後の「現住所の変更」

大学入試センター試験終了後に成績通知書を送付する現住所を変更する場合は、平成30年3月23日（金）まで（必着）に「住所等変更・訂正届」（→p.36）を記入した上で、封筒（表面に「住所等変更・訂正届」と朱書すること。）に入れて大学入試センター事業第1課（→裏表紙）に郵送してください。

6 志願票の記入方法

記入上の注意

- ① 志願票は、必ず志願者本人が黒のボールペンで丁寧に記入してください（病気・負傷や障害等のために記入が困難な場合は、保護者等が記入してください。）。
- ② 誤って記入した場合は、二重線を引き、余白部分に、修正内容が明確に分かるように訂正してください。その際、文字がマスからはみ出ても構いません。訂正印は不要です。
- ③ 記入の済んだ志願票は第Ⅰ面・第Ⅱ面ともにコピーを取り、出願の際には原本を提出してください（志願票のコピーは、大切に保管しておいてください。）。

(1) 志願票（第Ⅰ面）各欄への記入

○ 平成30年度大学入学者選抜大学入試センター試験 志願票 第Ⅰ面

出願期間：平成29年9月26日（火）～10月6日（金）（10月6日消印有効）

※折らずに封筒に入れてください。

① 高等学校等コード （「高等学校等コード表」により記入）		出身学校名		② 障害等のある方への 受験上の配慮 （別途申請が必要）		学校記入欄	
2	1 2 3 4 5 6 7			希望する		③ 整理番号 学校単位に一連番 号を右に結めて記 入してください。	
				8		9 10 11 12	

出願資格 （p.19の「出願資格」 欄の記入方法を参照 してください。）	13	④ 課 程					
		1 全 日 制	2 定 時 制	3 通 信 制			
	14	⑤ 学 科					
		1 普 通 科	2 理 数 科	3 農 業 科	4 工 業 科	5 商 業 科	6 総 合 学 科
	15	⑥ 卒業見込者・卒業者の別					
		1 卒業見込者	2 卒 業 者	⑦ 卒業した年			
					S昭和 H平成	19 20 21	
	22	⑧ そ の 他 の 出 願 資 格					
		1 外国の学校等	2 在外教育施設	3 専修学校高等課程	4 文部科学大臣 の指定した者	5 高卒認定試験 大学入学者資格検定	6 そ の 他 高専3年修了

氏 名	⑨ カタカナ記入（姓と名の間を1マスあけ、濁点及び半濁点は1マスを使用してください。）																			
	23 24 25 26 27 28 29 30 31 32 33 34 35 36 37 38 39 40																			
	⑩ 漢字等記入（かじ書で丁寧に記入してください。姓と名の間を1マスあけてください。）																			

⑪ 性別	1 男	2 女	61
⑫ 生年月日	年	月	日
	S昭和 H平成		
	62 63 64 65 66 67 68		

⑬ 電話番号（自宅・下宿・寮）											
⑭ 携帯電話（本人）											

現 住 所 （志願者全員が、必ず記入し てください。）	⑮ 郵便番号										
	⑯ カタカナ・数字等 記入										
	都道 府県										
	市区郡 町村 町・丁目 番地 アパート・ マンション名 号室 様方										
	漢字等 記 入	都 道 府 県									

★現住所の登録は⑮郵便番号、⑯カタカナ・数字等記入欄で行います。

★1マスに1字ずつ記入し、濁点及び半濁点も1マスを使用してください。

★1行に入らない場合は、区切りのよいところで改行してください。

★知人宅等に下宿をしている場合は、「〇〇様方」まで必ず記入してください。

第Ⅱ面（裏面）も必ず記入してください。第Ⅰ面の記入だけでは、志願票の記入を終えたことになりません。

高等学校等コード・出身学校名

55ページ以降の「高等学校等コード表」を確認し、出身学校のコードを記入してください。

- * 通信制の学校については、その学校の本部のある都道府県の欄に記載されています。
- * 出身学校が他校と統合された場合や学校名が変更となった場合は、変更後のコードを記入してください。
- * 出身学校が廃校となった場合は、その学校の所在していた都道府県の「上記以外の高等学校等」のコードを記入してください。
- * 高等学校卒業程度認定試験及び大学入学資格検定の「出身学校名」は、「高卒認定」と記入してください。

【希望者のみ】障害等のある方への受験上の配慮

受験上の配慮を申請する場合のみ、「希望する」を○で囲んでください。受験上の配慮の出願前申請（→p.16）を行った場合も○で囲んでください。

- * 出願期間（9月26日～10月6日）に受験上の配慮を申請する場合は、申請書や診断書等の必要書類を必ず志願票に添付して出願してください（出願前申請を行った場合は、受験上の配慮出願前申請済届（→「受験上の配慮案内」p.39）を添付してください。）。

出願資格

○ 高等学校又は中等教育学校卒業見込・卒業者の記入欄

「④課程」「⑤学科」「⑥卒業見込者・卒業者の別」…それぞれ該当するものを○で囲んでください。

「⑦卒業した年」……………卒業者のみ記入してください。

○ 上記以外の出願資格者の記入欄

「⑧その他の出願資格」……………該当する資格を○で囲んでください。

氏名・性別・生年月日

「⑨カタカナ氏名」…姓と名の間を1マスあけ、濁点等は1マスを使用して記入してください。

「⑩漢字等氏名」…できるだけ常用漢字で記入してください（JIS漢字コードの第1・第2水準以外の文字を含む場合、その文字が置き換えられるか、全てカタカナで表示されます。）。

* 氏名に小文字が含まれる場合は、大文字に置き換えて記入してください。【「ショウ」→「シヨウ」など】

* 氏名が記入欄に入りきらない場合は、入るところまで記入してください。

「⑪性別」……………男・女のどちらかを○で囲んでください。

「⑫生年月日」…該当する年号を○で囲み、年月日を記入してください。年月日が1桁の場合は、その数字の前に「0」を記入してください。

【置き換えられる文字の例】

邊	→	邊	朗	→	朗	祐	→	祐
濱	→	濱	角	→	角	桑	→	桑
廣	→	廣	臺	→	臺	遙	→	遙
高	→	高	崎	→	崎	ヲ	→	オ

電話番号

自宅等の固定電話及び志願者本人の携帯電話の電話番号を、ハイフンを入れて左詰めで記入してください（どちらか1つしかない場合は、片方のみの記入でも構いません。）。

現住所

現在、居住している住所を記入してください（住民票に記載された住所である必要はありません。）。学校や予備校の住所、私書箱、郵便局留は使用できません。

マンション等に居住している場合は、建物名、部屋番号まで記入してください。

* 現住所のカタカナに小文字が含まれる場合は、大文字に置き換えて記入してください。

(2) 志願票（第Ⅱ面）各欄への記入

平成30年度大学入学者選抜大学入試センター試験 志願票 第Ⅱ面

⑰受験教科（p.21の「受験教科」欄の記入方法を参照してください。）
受験する・しないにかかわらず、必ず該当する選択肢を1つ選び、その記号を正しく記入してください。

教科名	選択記入欄		
国語	A…受験する X…受験しない	☐	200
地理歴史 公民	A…1科目受験する B…2科目受験する X…受験しない	☐	201
数学	A…受験する X…受験しない	☐	202
理科	A…理科①を受験する B…理科②を1科目受験する C…理科①を受験、理科②を1科目受験する D…理科②を2科目受験する X…受験しない	☐	203
外国語	A…受験する X…受験しない	☐	204

※選択記入欄に正しく記入されていない場合（未記入、複数の記号を記入、選択肢にない文字を記入等）は、その教科は「受験しない」教科として登録します。

★受験教科数の計算について

・選択記入欄に記入した「X」以外のアルファベットの数を足した合計が、検定料の払込金額を決める上での受験教科数となります。

・例えば、選択記入欄に上から順番に「A、B、X、D、A」と記入した場合、受験教科数は、「X以外のアルファベットが4つ」で、合計4教科となります。

【希望者のみ】⑱別冊子試験問題配付希望
次の科目の受験を希望する者のみ記入してください。

数学②のうち次の科目
「簿記・会計」
「情報関係基礎」
希望する
205

外国語のうち次の科目
「ドイツ語」
「フランス語」
「中国語」
「韓国語」
希望する
206

⑲成績通知
【成績通知】の希望の有無に
○をしてください。

成績通知
希望する 希望しない
207

払込金額

成績通知
希望する 希望しない

受験教科数	希望する	希望しない
3教科以上	18,800円	18,000円
2教科以下	12,800円	12,000円

【該当者のみ】
「イヤホン不適合措置申請書」貼り付け欄

★リスニングで使用するイヤホンが耳に装着できないため、ヘッドホンの貸与を希望する場合は、「イヤホン不適合措置申請書」に必要事項を記入し、この欄にはがれないようしっかり貼り付けてください。（受験案内44ページ参照）

検定料払込書のうちEと表示された「検定料受付証明書」を、右の太枠の中にはがれないようしっかり貼り付けてください。

★必ず金融機関の受付窓口で払い込んでください。

★E「検定料受付証明書」に受付局日附印が押されていることを確認してください。

E検定料受付証明書貼り付け欄

記入の済んだ志願票は両面ともコピーを取り、コピーは大切に保管してください。

20

受験教科 (→p. 3, p.13)

受験教科等の登録に当たっては、あらかじめ志望大学の募集要項等を確認した上で、全ての教科について、それぞれ該当するアルファベットか「X」を選択し選択記入欄に記入してください。

なお、選択記入欄に記入した「X」以外のアルファベットの数を足した合計が、検定料の払込金額を決める上での受験教科数となります。この欄の記入内容と検定料受付証明書の払込金額に相違がある場合は、志願票どおりに登録できないことがあります (→p. 25)。

教科	記入方法
国語	・受験する → 「A」と記入 ・受験しない → 「X」と記入 ※ 数学を「受験する」(「A」)として登録した場合は、「数学①」と「数学②」の両方が登録されますが、「数学①」のみ又は「数学②」のみの受験も可能です。
数学	
外国語	
地理歴史 公民	・1科目受験する → 「A」と記入 ・2科目受験する → 「B」と記入 ・受験しない → 「X」と記入
理科	・理科①を受験する → 「A」と記入 ・理科②を1科目受験する → 「B」と記入 ・理科①を受験、理科②を1科目受験する → 「C」と記入 ・理科②を2科目受験する → 「D」と記入 ・受験しない → 「X」と記入

記入欄に正しく記入されていない場合(無記入又は選択肢にない文字を記入等)は、その教科を「受験しない」教科として登録します。

【希望者のみ】別冊子試験問題の配付 (→p. 14)

数学及び外国語で、次の科目の受験を希望する場合は、「希望する」を○で囲んでください。

教科(グループ)	配付希望の登録が必要な科目
数学②	「簿記・会計」「情報関係基礎」
外国語	「ドイツ語」「フランス語」「中国語」「韓国語」

なお、別冊子試験問題の配付を希望した場合でも、数学②の「数学Ⅱ」「数学Ⅱ・数学B」や、外国語の「英語(筆記)」の問題冊子も併せて配付されますので、これらの科目を選択することもできます。

成績通知 (→p. 17)

成績通知を希望する場合は「1 希望する」を、希望しない場合は「2 希望しない」を○で囲んでください。

なお、この欄が無記入又は記入内容と検定料受付証明書の払込金額に相違がある場合は、検定料受付証明書の払込金額に従って、成績通知希望の有無を登録します。

【該当者のみ】イヤホン不適合措置申請書 (→p. 44)

リスニングで使用するイヤホンが耳に装着できないため、ヘッドホンの貸与を希望する場合は、「イヤホン不適合措置申請書」をはがれないようにしっかり貼り付けてください。

検定料受付証明書 (→p. 24)

検定料を払い込み、日附印の押されたE「検定料受付証明書」を貼り付けてください。

検定料の払込金額は、次のとおり「受験教科数」と「成績通知の希望の有無」により異なりますので、正しい金額を払い込んでください。

	成績通知を希望する	成績通知を希望しない
3教科以上受験	18,800円	18,000円
2教科以下受験	12,800円	12,000円

受験教科等の登録 <Q & A>

Q1 出願時に「地理歴史、公民」を「受験しない」として登録しましたが、「1科目受験する」に訂正することはできますか？

A 11月1日（水）まで（消印有効）に届け出れば、受験教科等の登録内容を訂正することができます。

大学入試センターは、出願後、受験教科等の登録内容が記載された「確認はがき」を10月24日（火）までに届くように送付しますので、登録された受験教科等を訂正する必要がある場合は、11月1日（水）まで（消印有効）に、大学入試センターに「登録教科等訂正届」を郵送してください（→p.26）。

なお、この訂正期限を過ぎた場合、登録教科の訂正は一切できませんので注意してください。

* 氏名、連絡先等を訂正する場合は、26ページに従って届け出てください。

Q2 試験当日に、受験教科として登録されていない教科を受験することができますか？

A できません。

万一、試験当日に登録していない教科を受験しても、その教科は採点されません。

Q3 「受験する」として登録されている教科の受験を、試験当日になって取りやめることはできますか？

A 試験時間単位で受験を取りやめることができます。

受験を取りやめた場合、その試験時間の科目は受験しなかったものとして取り扱います。0点として採点されることはありません。

Q4 数学を「受験する」として登録されている場合、「数学①」と「数学②」のどちらか片方だけ受験することもできますか？

A できます。

受験しない試験時間の科目は受験しなかったものとして取り扱います。0点として採点されることはありません。

Q5 「地理歴史、公民」を「2科目受験する」として登録しましたが、試験当日に1科目のみを受験することはできますか？

A できません。

「地理歴史、公民」を「2科目受験する」と登録した場合、2科目分の解答時間を合わせて1つの試験時間としているので、試験当日に1科目のみを受験する（1科目だけ受験を取りやめる）ことはできません。「2科目受験する」と登録した場合、必ず2科目分を採点（前半の60分を第1解答科目、後半の60分を第2解答科目として採点）します。

同様に、「1科目受験する」と登録した場合、試験当日に2科目を受験することもできません（「理科②」も同様です。）。

なお、「地理歴史、公民」の受験科目は、登録した受験科目数に従って、試験当日に地理歴史と公民を合わせた10科目の中から選択し、解答することができます（→p.13）。

Q6 「理科①」は2科目解答することになっていますが、1科目だけを解答することはできますか？

A できません。

「理科①」は試験時間60分で必ず2科目を選択解答してください。
なお、解答する科目の順序と時間の使い方は自由です。

Q7 「理科①」と「理科②」を受験する場合、同一名称を含む科目を組み合わせで選択することはできますか？

A できます。

大学入試センター試験では「理科①」と「理科②」において、同一名称を含む科目の組合せ（例えば、「物理基礎」と「物理」など）で選択解答することができます。ただし、大学によっては、認めていない場合もありますので、志望大学の募集要項等で、「理科①」と「理科②」の科目選択の取扱いをよく確認してから受験してください。

なお、「地理歴史、公民」においては、同一名称を含む組合せで2科目を選択することはできません（→p.3）。

Q8 理科の科目選択方法（A～D）を試験当日に変更することはできますか？

A できません。

また、科目選択方法で「理科②」を2科目受験すると登録した場合、2科目分の解答時間を合わせて1つの試験時間としているので、試験当日に1科目のみ受験する（1科目だけ受験を取りやめる）ことはできません。

なお、「理科①」と「理科②」の受験科目は、登録したA～Dの科目選択方法に従って、試験当日に選択し、解答することができます（→p.13）。

Q9 高等学校では履修していない科目を選択し、解答することはできますか？

A できます。

大学入試センター試験では、高等学校での履修の有無により受験科目を制限することはありません。ただし、大学によっては、認めていない場合もありますので、志望大学の募集要項等で、大学入試センター試験の科目選択の取扱いをよく確認してから受験してください。

7 検定料及び成績通知手数料の払込方法

(1) 検定料等の払込金額

払込金額は、受験教科数、成績通知（手数料 800 円）の希望の有無により、下表の 4 種類があります。

試験当日に受験する教科と成績通知の希望の有無をあらかじめ決めた上で、正しい金額を払い込んでください。

区 分	成績通知を希望する場合	成績通知を希望しない場合
3 教科以上を受験する場合	18,800 円	18,000 円
2 教科以下を受験する場合	12,800 円	12,000 円

なお、受験教科数を数える際に、地理歴史と公民については、この 2 教科を合わせて 1 教科として数えますので注意してください。

例えば、国語、地理歴史、公民の 3 教科を受験する場合でも、出願時においては、地理歴史と公民を合わせて 1 教科として数えますので、払い込む検定料等は、「2 教科以下を受験する場合」の「12,800 円」又は「12,000 円」のいずれかとなります。

(2) 払込期間

平成 29 年 9 月 1 日（金）～10 月 6 日（金）（出願期間は 9 月 26 日～10 月 6 日）

(3) 払込場所

「ゆうちょ銀行・郵便局の受付窓口」又は「払込書裏面記載の銀行の受付窓口」

必ず受付窓口で払い込んでください。ATM（現金自動預払機）は利用しないでください。

＊ 「払込書」の裏面には「ATM でもご利用いただけます」と記載されていますが、大学入試センター試験では、ATM で払い込んだものは使用できません。

(4) ゆうちょ銀行・郵便局及び「払込書」裏面記載の銀行の本・支店間を利用した場合の振込手数料は、大学入試センターが負担します。それ以外の金融機関（信用金庫・農協など）を利用した場合の振込手数料は、志願者本人の負担となります。

(5) 払込方法（下記の払込書イメージ図を参照）

① この受験案内に添付されている 4 種類の払込書の中から、受験教科数や成績通知の希望の有無に応じた金額の払込書を選び、その払込書を使用してください。

② 「払込書」は 5 つの部分からなっており、それぞれの「志願者」欄には、**A～E** の記号が印刷されています。**A～E** の※印の欄に志願者本人の住所、氏名等を記入してください。

〔払込書イメージ図〕

志願票に貼り付けるのはこの部分です。

※ A	※ B	※ C	※ D	※ E
------------	------------	------------	------------	------------

- ③ 銀行（ゆうちょ銀行を除く。）で払い込む場合は、振込先欄に銀行名、支店名、口座番号も記入してください。
- ④ 払込後は、日附印の押された **E**「検定料受付証明書」を志願票に貼り付けてください。
D「振替払込請求書兼受領証」は本人の控えとして大切に保管してください。

(6) 出願に際しての注意事項

- ① 志願票（第Ⅱ面）の貼り付け欄に検定料等の払込済の **E**「検定料受付証明書」を貼り付けた後に、志願票の記入誤り等に気付き、やむを得ず新しい志願票に記入し直す場合でも、検定料等は二重に払い込まないでください。その場合は、払込済の **E**「検定料受付証明書」を志願票ごと切り取って、新しい志願票に貼り付けてください。
- ② 払込済の **E**「検定料受付証明書」が志願票に貼り付けられていない場合は、出願を受理しません。
- ③ **E**「検定料受付証明書」を紛失した場合は、代わりに **D**「振替払込請求書兼受領証」を志願票に貼り付けてください。
- ④ 成績通知について、志願票に貼り付けられた **E**「検定料受付証明書」の払込金額と志願票の記入に相違があった場合は、**E**「検定料受付証明書」の払込金額に従って、出願を受理します。
- ⑤ 志願票に貼り付けられた **E**「検定料受付証明書」の払込金額と志願票に記入された受験教科数に相違があった場合は、志願票どおりに登録できない場合がありますので、必ず払込金額と志願票に記入した登録教科数と一致していることを確認してください。相違があった場合は、確認はがきに表示されますので、所定の訂正手続きをしてください（→p.26）。

(7) 検定料等の返還請求

- ① 検定料等の返還請求ができるのは、次のア又はイの場合です。出願が受理されている場合、大学入試センター試験を受験しなくても払込済みの検定料等は返還しません。

ア 検定料等を払い込んだが大学入試センターに出願しなかった（出願書類等を大学入試センターに提出しなかった）又は出願が受理されなかった場合

イ 検定料等を二重に払い込んだ場合

（「登録教科等訂正届」の提出に伴い検定料等を再度払い込んだ場合を含む（→p.26）。）

② 返還請求の方法

大学入試センターのホームページ（→裏表紙）から「検定料等返還請求書」をダウンロードして必要事項を記入し、**E**「検定料受付証明書」（既に **E**「検定料受付証明書」を大学入試センターに提出している場合は **D**「振替払込請求書兼受領証」）を貼り付けて大学入試センター財務課（〒153-8501 東京都目黒区駒場 2-19-23）へ郵送してください。返還時期は、平成 30 年 2 月中旬以降を予定しています。